

大泉町

料金は、1月について基本料金及び従量料金の合計額に消費税相当額を加えて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

種別	口径別	基本料金（1箇月）	従量料金（1立方メートルにつき）
一般用	13ミリメートル	570円	20立方メートル未満 70円
	16ミリメートル	950円	20立方メートル以上40立方メートル未満 85円
	20ミリメートル	1,620円	40立方メートル以上100立方メートル未満 100円
	25ミリメートル	2,930円	100立方メートル以上 118円
	30ミリメートル	5,200円	
	40ミリメートル	11,000円	
	50ミリメートル	20,000円	
	75ミリメートル	58,000円	
	100ミリメートル	121,000円	
	150ミリメートル	298,000円	
	200ミリメートル	702,000円	
湯屋用			30円
臨時用			118円

備考

- 1 一般用とは、湯屋用及び臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう。
- 2 湯屋用とは、公衆浴場営業の用に水道を使用する場合をいう。
- 3 臨時用とは、工事その他臨時の用に水道を使用する場合をいう。
- 4 一般用のうち口径13ミリメートルから20ミリメートルまでの従量料金については、特別従量料金として10立方メートルまで1立方メートルにつき50円とする。
- 5 一般用のうち集団住宅（各戸にメーターが設置されているものを除く。）については、各戸のメーターの口径を13ミリメートルとみなして算定することができる。

■ 水道料金 = (基本料金 + 従量料金) × 110 / 100

計算例

口径20mmで2ヶ月の使用水量が55m³の場合
55m³ ÷ 2 = 27m³ 余り1m³

① 27m³の計算

基本料金			=	1,620円
従量料金	1~10m ³	(10m ³ × 50円)	=	500円
	11~19m ³	(9m ³ × 70円)	=	630円
	20~27m ³	(8m ³ × 85円)	=	680円
計			=	3,430円

② 27m³ + 1m³ = 28m³の計算

基本料金			=	1,620円
従量料金	1~10m ³	(10m ³ × 50円)	=	500円
	11~19m ³	(9m ³ × 70円)	=	630円
	20~28m ³	(9m ³ × 85円)	=	765円
計			=	3,515円

③ 合計

(3,430円 + 3,515円) × 110 / 100 = 7,639円
(1円未満切り捨て)